



消費生活相談

賢い消費者になりましょう！

臨時給付金支給詐欺に注意しましょう！

相談は
こちらへ…

役場消費生活相談窓口（町民課内）

TEL 0796・36・1941（直通）

たじま消費者ホットライン

TEL 0796・23・1999

※相談無料で秘密は厳守!!

【事例】

携帯電話に「050」で始まる着信があった。すぐに電話に出たが一方向的に切れたので折り返し電話すると「こちらは厚生労働省地域振興課です。あなたは給付金対象です。給付金総額は97万4千円で、手続きしないと失効になります」と音声ガイダンスが流れた。

ガイダンスに沿って操作を行い「給付を希望する」を選択すると、ショートメールが届き、銀行口座の番号や名義人を入力するフォームに誘導された。

給付金の手続きを携帯電話のショートメールなどで手続きできるのか。

【ひとことアドバイス】

- ◆厚生労働省の「臨時福祉給付金」や「子育て世帯臨時給付金」の支給を装い、個人情報を聞き出そうとする不審電話が県内でも発生しています。
- ◆国や県、町などの公的機関が給付の手続きを携帯電話に知らせたり、音声ガイダンスで誘導したりすることは絶対にありません。
- ◆「厚生労働省地域振興課」は実在しません。
- ◆このような電話があった場合は信用せずに、役場消費生活相談窓口にご相談してください。